

平成27年度 地域防災計画の修正箇所一覧

編	本編		
	ページ	修正内容	備考
共通編	I-2	計画の位置づけで「BCP」を追記	平成27年3月石狩市業務継続計画（BCP）の策定に伴い追記
	I-3	①業務継続計画⇒事業継続計画 ②災害時要援護者⇒要配慮者	①BCPは一般的に「事業継続計画」、役所の場合は「業務継続計画」と訳する。 ②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	I-4	①災害時要援護者⇒要配慮者 ②一時避難所・収容避難所⇒指定緊急避難場所・指定避難所 ③石狩市業務継続計画（BCP）の記載	①②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ③平成27年3月石狩市業務継続計画（BCP）の策定に伴い記載
	I-6	自衛隊⇒陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊	組織名を明確記載
	I-8	避難所⇒避難所等	指定公共機関の活動が避難所だけに留まらないことから等を追記
	I-9	収容避難所等⇒避難所等	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更（収容の削除） 指定地方公共機関の活動が避難所だけに留まらないことから等を追記
	I-12	①避難所⇒避難所等 ②一時避難所・収容避難所⇒指定緊急避難場所・指定避難所 ③災害情報提供システムの追記	①用語の統一 ②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ③情報伝達手段である災害情報提供システムの追記
	I-14	①地域防災力の向上に「石狩市防災マスター」を追記 ②石狩市防災資機材貸与要綱⇒石狩市防災資機材助成要領	①平成26年度から防災マスター認定制度の開始による追記 ②誤記の修正
	I-15	災害時要援護者⇒要配慮者	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	I-16	①避難所⇒避難所等 ②災害時要援護者⇒要配慮者	①用語の統一 ②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	I-17	①災害時要援護者⇒要配慮者 ②災害時要援護者支援訓練⇒避難行動要支援者支援訓練 ③収容避難所等⇒指定避難所 ④新たなマニュアル等の追記	①②③平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ④新たに策定した指定避難所運営マニュアル、地域で実践！防災訓練虎の巻の追記
	I-18	①収容避難所等⇒指定避難所 ②BCPの概要を修正	①平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ②内閣府の手引きに習い修正
	I-19	災害時要援護者⇒要配慮者	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	I-20	①災害時要援護者⇒要配慮者 ②災害時要援護者施設⇒要配慮者施設 ③要援護者名簿⇒避難行動要支援者名簿 ④要援護者登録名簿⇒避難行動要支援者名簿 ⑤避難所⇒指定避難所 ⑥「避難行動要支援者名簿の作成」を追記	①②③④⑤平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ⑥平成27年度から避難行動要支援者制度の開始による追記
	I-21	避難行動要支援者制度に関する追記	平成27年度からの避難行動要支援者制度の開始による追記
	I-22	①災害時要援護者⇒避難行動要支援者 ②災害時要援護者支援マニュアル⇒避難行動要支援者支援マニュアル ③避難所⇒避難所等 ④避難所の運営への協力⇒指定避難所の運営への協力	①②④平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ③用語の統一

平成27年度 地域防災計画の修正箇所一覧

編	本編		
	ページ	修正内容	備考
共通編	I-24	①避難所⇒避難所等 ②避難所⇒指定避難所 ③災害時要援護者安否確認訓練⇒避難行動要支援者安否確認訓練 ④要援護者安否確認制度⇒要支援者安否確認制度	①用語の統一 ②③④平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	I-26	現地対策本部⇒現地災害対策本部	用語の修正
	I-28	死体⇒遺体	用語の修正
	I-29	(仮称)志美防災ひろば(約25,000m2)⇒石狩市防災ひろば(約25,000m2)	平成26年度に完成し正式名称が確定したため修正
	I-32	①災害時要援護者⇒避難行動要支援者 ②避難所⇒指定避難所	①②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	I-33	①「災害対策本部の指示のもと・・・」を追記 ②収容避難所⇒指定避難所 ③「非常時の配備」を追記	①必ず避難所開設支援に向かうというスタイルから、参集状況などに鑑みた支援派遣とするため、災对本部の指示を入れ込んだ ②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ③誤記の修正
	I-35	注意報や警報⇒注意報・警報・特別警報	平成25年8月から運用が始まった特別警報を追記
	I-37 I-38	「第2節 警報、注意報等の種類及び発表基準」 特別警報の追加	平成25年8月から運用が始まった特別警報を追記
	I-42	火災警報信号表の削除	消防団詰所のサイレンが平成28年度中に廃止となるため ※一般住民への周知は広報車で行う。
	I-44	①避難所⇒指定避難所 ②避難所⇒避難所等	①平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ②単語の統一
	I-45	親船支署(石狩市親船町24番地)⇒石狩湾新港支署(志美65番地2)	親船支署の廃止と石狩湾新港支署の設置による修正
	I-52	①要援護者避難情報⇒避難行動要支援者避難情報 ②要援護者⇒要配慮者 ③避難指示の判断・伝達マニュアルの追記	①②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ③「土砂災害編」「津波災害編」は平成26年8月、「水害編」は平成27年3月策定
	I-53	①一時避難場所⇒指定緊急避難場所 ②収容避難所⇒指定避難所	①②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	I-55	①「警鐘」の削除 ②収容避難所⇒指定避難所 ③ホームページアドレスの修正	①「警鐘」の機能がないため削除 ②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ③石狩市メール配信サービスHPのアドレス変更による
	I-56	注意報、警報、雨量等⇒注意報、警報、特別警報、雨量等	平成25年8月から運用が始まった特別警報を追記
	I-57	①災害時要援護者⇒避難行動要支援者 ②避難所⇒避難所等 ③収容避難所⇒指定避難所	①③平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ②用語の統一
I-58	①警報、注意法等⇒特別警報、警報、注意報等 ②災害時要援護者⇒高齢者や障がい者などの要配慮者 ③災害時要援護者登録制度⇒災害時要配慮者対策	①平成25年8月から運用が始まった特別警報を追記、誤字修正 ②③平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名や表現の変更	

平成27年度 地域防災計画の修正箇所一覧

編	本編			
	ページ	修正内容	備考	
共通編	I-59	①一時避難場所⇒指定緊急避難場所 ②収容避難所⇒指定避難所 ③花川南コミュニティセンターを追記 ④要援護者⇒要配慮者 ⑤要援護者避難情報⇒避難行動要支援者避難情報	①②④⑤平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ③指定避難所として使用可能な施設として花川南コミュニティセンターを追記	
	I-60	①災害時要援護者⇒要配慮者 ②収容避難所⇒指定避難所	①②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更	
	I-61	①収容避難所⇒指定避難所 ②災害時要援護者⇒要配慮者 ③災害時要援護者支援マニュアル⇒避難行動要支援者支援マニュアル	①②③平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更	
	I-63	死体⇒遺体	用語の修正	
	I-69	死体⇒遺体	用語の修正	
	I-71	収容避難所⇒指定避難所	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更	
	I-72	災害時要援護者⇒要配慮者	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更	
	I-73	避難所⇒避難所等	用語の修正	
	I-76 I-77	死体⇒遺体	用語の修正	
	I-78	①一時避難場所及び収容避難所⇒指定緊急避難場所及び指定避難所 ②避難所⇒避難所等	①平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ②用語の修正	
	I-81	①収容避難所⇒指定避難所 ②その感染症の特性に応じた国の方針に従い、市の対応方針を定め⇒石狩市新型インフルエンザ等対策行動計画により	①平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ②石狩市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定により修正	
	I-82	①北海道、または近隣市町村に応援を求め実施する。⇒札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定に基づき支援を要請する。 ②避難所⇒避難所等	①災害協定の締結により修正 ②用語の修正	
	I-83	収容避難所運営マニュアル⇒指定避難所運営マニュアル	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更	
	I-85 I-86 I-87	収容避難所⇒指定避難所	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更	
	I-88	①死体⇒遺体 ②避難所⇒避難所等	①②用語の修正	
	地	II-2	注意書きの追加	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
		II-5	一時避難場所⇒指定緊急避難場所	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
		II-6	特別警報について追記	平成25年8月から運用が始まった特別警報を追記
II-7		災害時要援護者⇒要配慮者	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更	
II-8		特別警報について追記	平成25年8月から運用が始まった特別警報を追記	
II-9		避難指示の発令判断基準の追記	平成26年8月避難指示の判断・伝達マニュアル「津波災害編」策定による	

平成27年度 地域防災計画の修正箇所一覧

編	本編		
	ページ	修正内容	備考
地震・津波災害対策編	Ⅱ-10	①津波予報などの受伝達系統の一部修正 ②サイレン・防災行政無線の一部修正	①平成26年8月避難指示の判断・伝達マニュアル「津波災害編」策定による ②設置状況に合わせた変更
	Ⅱ-11	①避難指示の発令判断基準の追記 ②災害時要援護者⇒要配慮者 ③情報の入手に防災行政無線を追記	①平成26年8月避難指示の判断・伝達マニュアル「津波災害編」策定による ②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ③防災行政無線の設置による追記
	Ⅱ-12	災害時要援護者⇒要配慮者	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	Ⅱ-16	収容避難所⇒指定緊急避難場所や指定避難所	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	Ⅱ-18 Ⅱ-19	①一時避難場所⇒指定緊急避難場所 ②災害時要援護者⇒要配慮者 ③収容避難所⇒指定避難所	①②③平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	Ⅱ-20	①水道室⇒水道営業課・水道施設課 ②第3配備の活動内容について追記	①組織名の変更による修正 ②BCPの考え方に合わせて追記
水害・土砂災害対策編	Ⅲ-1	避難勧告・指示等の発令判断基準の追記	平成26年8月避難指示の判断・伝達マニュアル「土砂災害編」策定による
	Ⅲ-6	避難勧告等の判断基準の見直しによる修正	平成26年4月避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改訂による
	Ⅲ-10	①要援護者避難情報⇒要配慮者避難情報 ②避難勧告・指示等の避難情報種類の追記	①平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ②平成26年8月避難指示の判断・伝達マニュアル「土砂災害編」、平成28年3月「水害編」策定による
	Ⅲ-11	①災害時要援護者⇒避難行動要支援者 ②災害時要援護者⇒要配慮者 ③災害時要援護者支援マニュアル⇒避難行動要支援者支援マニュアル	①②平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ③避難行動要支援者支援マニュアルの策定による
	Ⅲ-13	収容避難所⇒指定避難所	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	Ⅲ-14	第3配備の活動内容について追記	BCPの考え方に合わせて追記
事故災害対策編	Ⅴ-8	一時避難場所⇒指定緊急避難場所	平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更
	Ⅴ-10	①要援護者避難情報⇒避難行動要支援者避難情報 ②指定緊急避難場所の追記	①平成25年6月災害対策基本法の改正による呼名の変更 ②指定緊急避難場所の指定により追記
	Ⅴ-17	死体⇒遺体	用語の修正
	Ⅴ-21	①危険期間の変更 ②普及宣伝手段の追記	①②石狩市林野火災予消防対策実施要領による
	Ⅴ-22	①市民等⇒一般市民 ②火入れ対策の一部修正	①用語の修正 ②石狩市林野火災予消防対策実施要領による